

鶴岡市農業委員会第7回東部農地部会議事録

日 時 場 所	令和6年6月11日(火) 午前9時30分 鶴岡市藤島庁舎 3階 大会議室
出 席 農業委員	1 番 金野 匡良 2 番 菅原 仁委員 3 番 伊藤 由紀子 4 番 鈴木 聡 5 番 野村 恵 6 番 工藤 久子 7 番 小林 博 8 番 渡部 修 9 番 丸山 伸一 10 番 石井 光明
出 席 推進委員	1 番 森 秀弘 2 番 井上 克浩 3 番 石川 守 4 番 齋藤 功 5 番 齋藤 万里子 6 番 齋藤 和博 7 番 新館 登 8 番 齋藤 政伸 9 番 菅原 輝康 10 番 河井 健次 11 番 富樫 初 12 番 黒井 涼子 13 番 若生 正人 15 番 齋藤 智
遅 参 委 員	なし
早 退 委 員	なし
欠 席 委 員	14 番 清野 吉喜推進委員
事 務 局	局長 伊藤 幸 局長補佐 黒井 布美 主査 原田 和泉 主査 坂田 英勝 調整主任 金内 かな 主事 齋藤 静 主事 奥山 立 羽黒分室調整専門員 伊藤 元生 櫛引分室主査 渡部 千歌 朝日分室専門員 井上 聖
議 事 日 程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 閉会
	開 会 午前 9 : 3 0
議 長	本日の欠席届は、14 番 清野 吉喜推進委員です。遅参・早退届はありません。定足数に達しておりますので、ただ今より第7回東部農地部会を開会します。はじめに議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により議長において指名したいと思いますがご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、4 番 鈴木 聡委員、5 番 野村 恵委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは報告事項に入らせていただきます。
議 長	報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について 報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 報告第 3 号 農地法第 41 条第 1 項に基づく通知に係る利用権の設定について 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(説 明) 《報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について》
	(説 明) 《報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について》
	(説 明) 《農地法第 41 条第 1 項に基づく通知に係る利用権の設定について》
議 長	報告事項ではありますが、質問ございませんか。
	(発言者なし)
議 長	ないようなので、これより議事に入ります。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定 による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について》
議 長	これは 3 条案件ですので、担当委員の現地調査報告をお願いします。15 番 齋 藤 智推進委員。
15 番推進委員	15 番 齋藤です。52 ページの朝 3 について、5 月 16 日現地確認を行いました。 受入は、住居を購入すると共に隣接する農地も購入し、夫婦で耕作するとの事 です。対象地は、近隣の耕作者も取得しえない為、住宅と一体的に利用する事 で、農地の遊休化防止につながります。受入は、農家ではありませんが、農園 2 力 所で、研修生及び従業員として、7 年間従事しております。水稻全般の農作業 経験があります。又耕作の為、草刈り機を購入する予定であり、労働力、機 械、技術面で、効率的に耕作に取り組める方と判断し、農地法第 3 条第 2 項 各号不許可の要件には該当しないことを報告いたします。
議 長	3 番 石川 守推進委員。
3 番推進委員	3 番 石川です。53 ページの藤 5 の案件について、6 月 6 日午後 1 時 30 分 より事務局 1 名と 2 人で現地調査を行いました。この案件は、基盤法から 農地法第 3 条へ移行の再設定です。現地調査の結果、農地は適切に管理 されており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当していないことを報告いた します。
議 長	4 番 鈴木 聡委員
4 番 委 員	4 番 鈴木です。53 ページの櫛 2 についてですが、親子間の使用貸借 の再設定であり、すべての土地がきちんと耕作されています。農地法第 3 条第 2 項各号に該当していない事を報告します。
議 長	それでは、審議を行います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	ないようなので、質疑を終結し採決を行います。議案第 1 号 農地法第 3 条 の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。

	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、議案通り決しました。続いて、議案第 2 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、及び議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(説 明) ≪議案第 2 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について≫
事 務 局	(説 明) ≪議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について≫
議 長	それでは、議案第 2 号、第 3 号の現地調査報告をお願いします。4 番 鈴木 聡 委員。
4 番 委 員	4 番 鈴木です。6 月 3 日に、菅原輝康推進委員と事務局 1 名で現地を調査した結果、砂利採取のための一時転用であり、特に問題がないと判断したことを報告いたします。
議 長	3 番 伊藤 由紀子委員。
3 番 委 員	3 番 伊藤です。54 ページ朝 1 の案件について、5 月 30 日全委員と事務局で確認を行いました。この用地は、平成 8 年に当初事業計画者が転用許可を受けていましたが、経営不振の為、事業を完了する事ができずにいたものを、受人が継承者となり、事務所と資材置き場を建設するものです。隣接地に農地はありますが、隣接耕作者や生産組合長からも同意を得ており、周辺農地の営農活動に支障なく転用事業を行なうことができると、判断したことを報告いたします。
議 長	それでは審議を行います。議案第 2 号、第 3 号に質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第 2 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、及び議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成で、議案第 2 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、及び議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、議案通り決しました。 続きまして、議案第 4 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(説 明) ≪議案第 4 号 農用地利用集積計画 (案) について≫
議 長	それでは審議を行いますが、はじめに、69 ページ機藤 130 は、私に関する案件ですので、議長を金野 匡良部会長職務代理にお願いし、退室いたします。
	議長 退室
金野職務代理	議長が退室しましたので、暫時の間、私が臨時議長を務めさせていただきます。69 ページの機藤 130 についてのみ、審議を行います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)

金野職務代理	ないようですので、質疑を終結し、機藤 130 の案件についてのみ、採決を行います。賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
金野職務代理	全員賛成により、機藤 130 については、議案通り決しました。石井 光明部会長の入室を許可します。それでは、議長を交代させていただきます。
	石井部会長 入室
議長	それでは、前の案件以外での審議に入ります。質疑のある方はございませんか。6 番 工藤 久子委員。
6 番 委員	6 番 工藤です。74 ページ機藤 140 の案件は、私に関係する案件なので、退室させていただきます。
議長	退室を許可します。
	6 番 委員退室
議長	それでは、機藤 140 の案件についてのみ、審議を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議長	ないようですので、機藤 140 について、質疑を終結し、採決を行います。賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議長	全員賛成により、機藤 140 については、議案通り決しました。6 番 工藤委員の入室を許可します。
	6 番 委員入室
議長	それでは、機藤 140 以外の案件について審議を行います。はい、4 番 鈴木 聡委員。
4 番 委員	4 番 鈴木です。128 ページ機櫛 39 について、自身の案件ですので、退室の許可をお願いします。
議長	許可します。
	4 番 委員退室
議長	それでは、機櫛 39 の案件についてのみ審議を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議長	ないようなので、機櫛 39 について質疑を終結し、採決を行います。賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)

議 長	全員賛成により、機櫛 39 については、議案通り決しました。4 番 鈴木委員の入室を許可します。
	4 番 委員入室
議 長	それでは、今まで以外の案件について、審議を行います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。3 番 伊藤 由紀子委員。
3 番 委員	3 番 伊藤です。131 ページの機朝 16、17、18、の案件は、私に関係する案件なので、退室の許可を求めます。
議 長	許可します。
	3 番 委員退室
議 長	それでは、機朝 16、17、18、の案件についてのみ審議を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようなので、機朝 16、17、18、について質疑を終結し、採決を行います。賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、機朝 16、17、18、については、議案通り決しました。3 番 伊藤委員の入室を許可します。
	3 番 委員入室
議 長	それでは、今まで以外の案件について、審議を行います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。8 番 渡部 修委員。
8 番 委員	113 ページの機羽 174 は、私に関係する案件ですので、退室の許可をお願いします。
議 長	許可します。
	8 番 委員退室。
議 長	それでは、機羽 174 の案件についてのみ審議を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようなので、機羽 174 について、質疑を終結し、採決を行います。賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、機羽 178 については、議案通り決しました。8 番 渡部委員の入室を許可します。
	8 番 委員入室。
議 長	それでは、今まで承認した以外の案件について、審議を行います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

	(発言者なし)
議 長	ないようですので、今まで承認した以外の案件について、質疑を終結し、採決を行います。賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 4 号 農用地利用集積計画（案）について、議案通り決しました。続きまして、議案第 5 号 農地中間管理事業に関する促進計画（案）について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(説 明) ≪議案第 5 号 農地中間管理事業に関する促進計画（案）について≫
議 長	それでは、審議を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。6 番 工藤久子委員。
6 番 委 員	質問ですが、「中間管理事業に関する促進計画」というのは、どういう事なのか、事務局から説明をしていただければありがたいです。
議 長	事務局の説明をお願いします。
事 務 局	農地中間管理事業の契約には、農用地利用集積計画の一括方式と促進計画がありますが、現在経過措置期間中の当面の対応として 2 つの手法を活用しているものです。現在、地域で話し合いが進められている地域計画の区域外における新規については、農用地利用集積計画一括方式により実施します。区域外の受け手変更などの移転は農用地利用集積促進計画を、但し、解約が伴うものは一括方式でというような対応がとられています。鶴岡市の地域計画が策定された後は、促進計画で実施することになります。詳しくは、資料のフローチャート図をご覧ください。
議 長	今の説明で、大丈夫でしょうか。もしわからないところがあれば、些細な事でもいいので質問をお願いします。例えば、案件の中で、文言がわからないといった事など些細な事でもいいので、皆さんの勉強だと思って発言してもらえればと思います。今の説明で、大丈夫でしょうか。
6 番 委 員	大丈夫です。
議 長	理解したと思いますので、審議を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
1 番 委 員	全員賛成により、議案第 5 号 農地中間管理事業に関する促進計画（案）について、議案通り決しました。これをもちまして、第 7 回東部農地部会を終了いたします。
事 務 局	閉 会 午前 10 : 10

議 長 石井 光明

議 事 録
署名委員 鈴木 聡

議 事 録
署名委員 野村 恵

